

福祉情報

心の健康相談

- ▼日時 7月15日(土) 10時～12時
- ▼対象者 家族が心の病やひきこもりをしていて悩んでいる保護者の方々
- ▼開催場所 ユニーク (大字津久見浦福)
- ▼参加費 無料
- ▼問い合わせ 白津あけぼの会 神田 ☎0972(77)4118
- ▼困りごと・心配なこと お気軽にどうぞ!
- 生活のことなど、お困りごとはありませんか? 相談員にお気軽ににご相談ください。(要予約)
- ▼日時 7月26日(水) 13時30分～15時30分
- ▼場所 市役所会議棟会議室 (ハローワーク隣)
- ▼問い合わせ 社会福祉課 生活支援班 ☎0972(82)9547

7月手話通訳設置日

- ▼7月の設置日 3日(月)・10日(月)・24日(月)・31日(月)
- ▼時間 8時30分～12時 13時～16時30分
- ※個人のプライバシー保護には細心の注意を払っています。
- ▼問い合わせ 社会福祉課 障がい支援班 ☎0972(82)9519

療育相談

- 在宅の障がい児およびその家族のための、療育相談を行います。
- ▼日時 7月9日(日) 9時～15時
- ▼場所 交流センターすくらむ 白杵市大字白杵72-137
- ▼費用 無料
- ▼相談内容 口腔衛生・療育訓練・日常生活・進路(就学)・福祉サービス等
- ※専門スタッフが対応します。
- ▼申込・問い合わせ【予約制】 さぼーとセンター風車 ☎0972(63)5888

うばめ園文化健康教室

- ▼日時 7月31日(月) 10時～11時30分
- ▼内容 健康教室「演歌ビクス」
- ※参加費は無料です。
- ※上靴をご用意ください。
- ▼場所・申込・問い合わせ うばめ園あゆみ ☎0972(82)0353

令和5年度「ときめき作品展」募集

- ▼出展規格 絵画・工芸・写真・書・陶芸・合作の6部門
- ▼応募資格 県内在住の障がい者・児
- ▼作品募集期間 8月1日(火)～31日(木)
- ▼展示日時 11月8日(水)～19日(日) 10時～18時
- ▼展示会場 大分県立美術館 1階アトリウム
- ▼申込・問い合わせ 社会福祉課 障がい支援班 ☎0972(82)9519
- 大分県障害者社会参加推進センター ☎097(558)8797

令和5年度『夏のボランティア体験月間』ボランティア募集

ボランティア活動への参加や体験を目的とする『夏のボランティア体験月間』が実施されます。「ボランティア活動してみたいけど、何をしたら良いかわからない」と思っている方、私たちが住む地域の福祉施設でボランティア体験をしてみませんか?

【活動期間】7月21日(金)～8月31日(木)

【受入施設】障がい福祉サービス事業所うばめ園、うばめ園あゆみ、精神障害者就労支援センター通所授産施設とよみ園、地域生活支援センターとよみ園、しおさいデイサービスセンター、介護ホーム秋桜、向洋保育園、就労継続支援B型Green flash、デイサービス・ライフホームおあしす

※参加する方は、必ず「ボランティア活動保険」に加入いただきます。掛金350円のうち200円は個人負担です。

【申込・問い合わせ】津久見市社会福祉協議会 ☎0972-82-5000



社会福祉課からのお願い

点字ブロック上での駐車や駐輪はご遠慮ください。

歩道や駅、公共施設にはたくさんの点字ブロックがあります。点字ブロック周辺に車や自転車があると、それらが障害物になってしまい、ぶつかったり、転倒するなどして危険です。

歩行者の方などが安全に移動するため、点字ブロック上に駐車や駐輪、物を置かないよう、ご理解・ご配慮をよろしくお願い致します。

「点字ブロック」とは

正式名称を「視覚障害者誘導用ブロック」といいます。視覚障がい者の方が足裏の触覚で認識できるよう、突起を表面につけたブロック(プレート)で、視覚障がい者の方を安全に誘導するために地面や床面に敷設されています。

- ・津久見市役所の周辺では、下記の写真の場所に点字ブロックがあります。
- ・また、の場所は、駐車禁止区域です。
- ※社会福祉課前の中庭は福祉車両以外は「原則車両進入禁止」です。
- ATMをご利用の際は、グラウンドに駐車をお願いします。ご理解とご協力をお願いします。



第73回 “社会を明るくする運動”

～ 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ ～
 毎年7月は、“社会を明るくする運動” 強調月間です

【“社会を明るくする運動”とは】

法務省主唱の“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。

行動目標は以下の2点です

- ・犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- ・犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

つぐなう、とはその後の人生をきちんと生き抜くこと。
 犯罪や非行をにくむのと同じようにあやまちを悔む人を受け入れられるかどうか。
 立ち直りへの決意と、それを支える社会。
 ともに試されるのが更生保護の取組です。

『おかえり。』